

湯河原町真鶴町プラごみ等資源化減量化検討委員会規約

(目的)

第1条 この湯河原町真鶴町プラごみ等資源化減量化検討委員会（以下「委員会」という。）は、湯河原町及び真鶴町（以下「両町」という。）におけるごみ処理の課題について検討することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみの資源化に関すること
- (2) ごみの減量化に関すること
- (3) その他ごみ処理について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、両町から各5名と両町で推薦する識見を有する者1名の11名をもって組織する。

2 委員は、両町の長が委嘱する。

3 両町からそれぞれ選出する各5名の委員については、次に掲げる者のうちから委嘱するものとする。

- (1) 両町内の各種団体等の代表者
- (2) その他両町の長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の事務が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項で規定する識見を有する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、両町におけるごみ処理の課題について効率的に検討するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、湯河原町の環境課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月20日から施行する。